

通 関 士 講義録	科目	再受験に向けて プランの立て方	コース		回数	
-----------	----	--------------------	-----	--	----	--

配布物	★ミニテスト：あり [] なし ★実力テスト：あり [] なし ◇配布物なし	★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説 ★その他のレジュメ []	講師	先生
-----	--	--------------------------------------	----	----

テキスト ページ	黒 板 内 容
	通関士講座 セミナー 再受験に向けてのプランの立て方

通 関 士 講義録	科目	商税関に何ワテ プランの立ちあ	コース	セミナー	回数	
-----------	----	--------------------	-----	------	----	--

配布物	★ミニテスト：あり [] なし ★実力テスト：あり [] なし ◇配布物なし	★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説 ★その他のレジュメ []	講師	小賀 先生
-----	--	--------------------------------------	----	-------

テキスト ページ	黒 板 内 容
	インプット ⇔ アウトプット 講義 過去問 テキスト 答練 「関税法等」で7割以上取れて いるか？ Yes No アウトプット インプット 重視 重視 ①「語群選択」対策 ⇒ <u>基本</u>の充実

通 関 士 講義録	科目 再受験に向けて プランの立て方	コース セミナー	回数
-----------	-----------------------	----------	----

配布物	★ミニテスト：あり [] なし ★実力テスト：あり [] なし ◇配布物なし	★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説 ★その他のレジュメ []	講師 小貫 先生
-----	--	--------------------------------------	----------

テキスト ページ	黒 板 内 容
	通関実務 ○申告書について ★分類 → 分類知識の充実 (例) 水魚は 甲殻類 殻付き → ③ 殻を取り除いたもの → ①b

科目ガイド

Registered
Customs
Specialist

科目ガイド

通関士試験の出題一覧(2013年度)

科目	合格基準	設問数	形式	配点
通関業法	40点満点中24点以上が合格基準※	第1問～第5問(各5点)	語群選択式	25点
		第6問～第10問(各1点)	複数選択式	5点
		第11問～第20問(各1点)	択一式	10点
関税法等	50点満点中30点以上が合格基準※	第1問～第5問(各5点)	語群選択式	25点
		第6問～第15問(各1点)	複数選択式	10点
		第16問～第30問(各1点)	択一式	15点
通関実務	通関書類の 作成要領(申告書)	第1問(5点)	輸出申告書	5点
		第2問(10点)	輸入申告書	10点
	その他通関手続の 実務(その他)	第3問～第7問(各1点)	複数選択式	5点
		第8問～第12問(各1点)	計算式	5点
		第13問～第17問(各1点)	択一式	5点

※2013年度の合格基準が満点の60%以上であることから算出したものであり、変更の可能性あります。

※上記合格基準は2013年度のもので、2014年の合格基準につきましては、2014年11月28日(金)の合格発表以降にご確認ください。

通関業法

通関業務(例えば、依頼者に代わってする輸入申告)を行う場合の「**業者のルール**」を定めた法律です。依頼者の利益の保護という観点から学習していけば、容易に理解することができます。

通関業法の攻略法は「語群選択式」にあり! 通関業法では「語群選択式」が最も配点が高く、この部分だけで24点以上という合格基準を満たすことができます。「語群選択式」をいかに取りこぼさずに得点するかが合格への鍵となります。

「語群選択式」は他の「複数選択式」及び「択一式」より得点しやすい! 「語群選択式」では、1問ごとに5つの答えを導きだしますが、1つでもあっていれば1点をとることができます。しかし、「複数選択式」及び「択一式」では、一肢一肢の正誤の判断が正確にできてやっと1点です。また、「語群選択式」では、内容的にも基本的な知識があれば解ける問題がほとんどです。

関税法等

関税法を中心としていくつかの科目が出題されます。関税法は、輸出入等に際しての「**カネ**(関税)」と「**モノ**(検査等の手続)」を規制する法律です。

関税法等の攻略も通関業法と同じ! 関税法等では通関業法と同じで、「語群選択式」が最も大きなウエイトを占めています。ここでは「語群選択式」攻略が合格の鍵となります。

しかし、通関業法とは違い「複数選択式」及び「択一式」の得点も必要! 関税法等では、通関業法とは違い、「語群選択式」以外の形式も得点しなくては合格基準に達しません。「複数選択式」及び「択一式」という得点しづらい形式の対策も必要です。また、関税法等の知識は通関実務でも出題されますので、ここで正確な知識を養っておきましょう。

通関実務

「関税法等」で学習する知識の範囲から、様々な形式で出題されます。「申告書」は、与えられる資料から輸出申告書を完成させる形式です。「計算式」では、輸入貨物の価格や関税額等を求めます。「貨物の分類」では、「ある貨物が〇〇類に含まれるか」といったことが問われます。

配点も少なく、ミスが許されない通関実務! 通関実務は、合格基準を満たすための配点が少ないことが特徴ですが、他の科目で得点源となった「語群選択式」がありません。「複数選択式」及び「択一式」を得点源とするともに、「申告書」及び「計算式」への対策が必要です。

通関実務の対策は問題を繰り返し解くことが重要! 通関実務で出題される「申告書」。ここでは、与えられた資料を正しく読み取る力が重要で、そのためには問題を繰り返し解くことが重要です。「計算式」も、問題を繰り返し解かなければ対応できません。また、「複数選択式」及び「択一式」で得点するには関税法等の段階でしっかりとした対策が必要です。さらに、忘れてはいけないのが「貨物分類」の対策です。貨物分類は第1類から第97類まであり、早い時期からコツコツと覚えることが重要です。

第3問 次の記述は、輸入通関に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 貨物を外国貿易船に積み込んだ状態で輸入申告をすることにつき税関長の承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする貨物の記号、番号、(イ)のほか、外国貿易船の名称及び(ロ)並びに外国貿易船における貨物の積付けの状況等を記載した申請書を税関長に提出する必要がある。
- 2 輸入申告は、その申告に係る貨物を保税地域等に入れた後に行うものとされているが、特例輸入者が(ハ)を使用して輸入申告を行う場合は、貨物を保税地域等に入れることなく行うことができる。
- 3 税関長が指定した場所以外の場所で関税法第67条の検査を受けようとする者は、税関長の許可を受けなければならないが、当該許可を受ける者は、当該許可に係る検査に要する(ニ)を基準として計算した額の手数料を税関に納付しなければならない。
- 4 税関長は、商標権を侵害する物品を輸入しようとする者にその(ホ)を命ずることができる。

- | | | |
|------------|----------|----------|
| ① 係留場所 | ② 時間 | ③ 職員数 |
| ④ 数量及び価格 | ⑤ 船籍 | ⑥ 積戻し |
| ⑦ 電子情報処理組織 | ⑧ 登録記号 | ⑨ 認定通関業者 |
| ⑩ 廃棄 | ⑪ 費用の実費 | ⑫ 品名及び価格 |
| ⑬ 品名及び数量 | ⑭ マニフェスト | ⑮ 減却 |

第2問 輸入（納税）申告

別紙1の仕入書及び下記事項により、米国から水産物等を輸入する場合の輸入（納税）申告を輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行う場合について、以下の問いに答えなさい。

- (1) 別紙2の輸入申告事項登録画面の品目番号欄（(a)～(e)）に入力すべき品目番号を、別冊の「実行関税率表」（抜すい）を参照して、下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。
- (2) 別紙2の輸入申告事項登録画面の課税価格の右欄（(f)～(j)）に入力すべき申告価格（関税定率法第4条から第4条の9まで（課税価格の計算方法）の規定により計算される課税価格に相当する価格）の額をマークしなさい。

記

- 1 品目番号が同一であるものがある場合は、これらを一欄にまとめる。
- 2 品目番号が異なるものであっても、それぞれの申告価格が20万円以下である場合には、これを一括して一欄にまとめ、この場合に入力すべき品目番号の10桁目は「X」とする。
- 3 品目番号欄（(a)～(e)）には、申告価格（上記1によりまとめられたものについては、その合計額）の大きいものから順に入力するものとし、上記2により一括して一欄にまとめたものについては、最後の欄に入力するものとする。
- 4 課税価格の右欄（(f)～(j)）には、別紙1の仕入書に記載された価格を本邦通貨に換算した後の価格に下記6から8までの費用のうち申告価格に算入すべきものを加算した額を入力することとする。なお、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 5 米ドル建価格の本邦通貨への換算は、別紙3の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。
- 6 輸入者（買手）は水煮して冷凍したずわいがにのむき身（Frozen Boiled shelled Snow crabs）及びたらばがにのむき身（Frozen Boiled shelled King crabs）を包装する際に使用する食品保存用のドライアイス、輸出者（売手）に対して無償で提供し、その費用として40,000円（ずわいがにのむき身に20,000円、たらばがにのむき身に20,000円）を負担している。
- 7 輸入者（買手）は、輸入貨物の完成時に輸出者（売手）の工場において別紙1の仕入書に記載された輸入貨物が売買契約に定めた品質規格に合致しているか否かを自ら検査することとし、この検査を検査機関Nに委託し、検査費用として89,520円をNに支払っている。

別紙 1

INVOICE

Seller XYZ Corp.
161, River Avenue, Bronx
New York, U.S.A. 10451

Invoice No. and Date
XYZ-100904 Sep. 10th, 2014

Reference No. AB-10133

Buyer ABC Trading Co., Ltd. 1-1, kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN		Country of Origin U.S.A.		
		L/C No. AEB-018365	Date Sep. 3rd, 2014	
Vessel Tsukan Maru	On or about Sep. 21st, 2014	Issuing Bank American Eleven Bank		
From New York, U.S.A.	Via			
To Tokyo, Japan		Other Payment Terms		
Marks and Nos.	Description of Goods	Quantity	Unit Price	Amount
		kgs	per kgs	CIF US\$
ABC	Frozen Boiled shelled Snow crabs. (<i>Chionoecetes spp.</i>)	120	15.00	1,800.00
TOKYO	Frozen Boiled Snow crabs. (<i>Chionoecetes spp.</i> , Shell on, half cut section)	150	11.20	1,680.00
Made in U.S.A.	Frozen Boiled shelled King crabs. (<i>Paralithodes spp.</i>)	120	20.00	2,400.00
	Frozen Boiled King crabs. (<i>Paralithodes spp.</i> , Shell on, half cut section)	150	12.40	1,860.00
	Smoked Whole Oysters. (shell off)	200	15.50	3,100.00
	Dried Scallops. (<i>Chlamys</i>)	400	32.00	12,800.00
	Frozen American Lobsters. (<i>Homarus spp.</i> , Whole.)	500	12.40	6,200.00
Total : CIF TOKYO			US\$	29,840.00
Total : 220 Cartons				
N/W : 1,640 kgs				
G/W : 1,800 kgs				
XYZ Corp.				
(Signature)				

第10問 次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

- 1 本邦の輸入者M（買手）は、シャツを輸入するため、A国の加工業者X（輸出者・売手）との間で、委託加工契約を締結した。
- 2 当該委託加工契約には、次の事項が規定されている。
 - イ 単価（加工賃）…………… 500円／枚
 - ロ 製造数量 …………… 800枚
 - ハ 引渡し条件 …………… Xの工場渡し条件
 - ニ Mは、当該シャツを製造するための生地800メートルをXに無償で提供する旨
 - ホ Mは、当該シャツのデザインをXに無償で提供し、当該デザインに基づきXは当該シャツの製造を行う旨
- 3 Mは、本邦の生地メーカーZから800メートルの生地を売買単価300円／メートルで買付け、Xに無償で提供した。Zが当該生地の生産に要した費用は100円／メートルである。なお、当該生地をMからXへの提供に要する運賃50,000円については、Mが負担した。
- 4 Mはイタリア人デザイナーが本邦で開発したシャツのデザインを300,000円で購入し、電子メールでXに送付した。
- 5 無償提供された生地を使用してXがシャツを製造したところ、当初想定していた用尺よりも多くの生地が必要であったため750枚分のシャツしか製造できなかった。そこで、Xは残り50枚分のシャツを製造するため、現地で生地50メートルを調達した。当該50メートル分の生地の代金20,000円（50メートル×400円／メートル）については、Mが負担した。
- 6 Mは、当該シャツのA国から本邦国内倉庫までの運送費用60,000円を負担したが、当該運送費用には輸入港到着後の運送に要する費用も含まれている。ただし、当該輸入港到着後の運送に要する費用の額は明らかではない。
- 7 上記の者のいずれの間にも特殊関係はない。

第11問 次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

- 1 本邦の輸入者M（買手）は、A国の輸出者X（売手）から音楽を記録したCDを80枚輸入した。
- 2 CDの購入価格はFOB価格で1枚当たり2,400円であり、その内訳は仕入書上に次のとおり記載されている。

イ	CDに記録されている音楽の価格	……	1,800円
ロ	CD本体の価格	……………	300円
ハ	CDへの音楽の記録費用	……………	200円
ニ	CDの梱包費用	……………	100円
- 3 Mは、当該CDを航空機により運送し、そのための運賃及び保険料として、50,000円を支払った。

第12問 次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

- 1 本邦の輸入者M（買手）は、コピー機120台を輸入するため、A国の輸出者X（売手）との間で、当該コピー機に係る延払条件付の売買契約を締結した。
- 2 当該売買契約には、次の事項が規定されている。

イ	A国の工場渡単価	……………	70,000円／台
ロ	数量値引きとして51台から100台までは5%を、101台から120台までは10%を1台当たりの工場渡単価から差し引く旨		
ハ	コピー機の代金に係る支払期日を経過した場合には延払金利が発生する旨		
- 3 Mは、本件売買に係る仲介手数料として、A国所在の仲介者Bに対し、350,000円を別途支払った。
- 4 Mは、当該コピー機が国内販売のための規格に合致しているかどうかを確認するため、自社の技術者をA国に派遣し、当該コピー機の引き渡しを受けた後、自社のための検査を行った。当該派遣及び検査に要した費用は100,000円であった。
- 5 Mは、当該コピー機が輸入港に到着するまでの運送に係る費用200,000円、保険料50,000円を運送会社及び保険会社に対してそれぞれ支払った。ただし、当該保険料については、当該コピー機に損害がなかったため、特約に基づき20,000円が払い戻されることとなっている。
- 6 Mは、延払金利として180,000円をコピー機の代金とは別にXに支払った。
- 7 上記の者のいずれの間にも特殊関係はない。

第15問 下表のA欄に掲げる物品とB欄に掲げる物品とが、関税定率法別表の同じ項に属するものの正しい組合せはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。
 なお、正しい組合せがない場合には、「0」をマークしなさい。

	A欄	B欄
1	コーヒー	コーヒーのエキス
2	純塩化ナトリウム	海水
3	男子用ズボン (紡織用繊維をメリヤス編みにしたもの)	男子用ズボン (紡織用繊維の織物類を製品にしたもの)
4	自動車用の車体	自動車に使用する種類の腰掛け
5	頭髪用のシャンプー	せっけん

第2問 輸入（納税）申告

実行関税率表（抜すい）

第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

Chapter3 Fish and crustaceans, molluscs and other aquatic invertebrates

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
03.06			甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水蒸気による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）						Crustaceans, whether in shell or not, live, fresh, chilled, frozen, dried, salted or in brine; smoked crustaceans, whether in shell or not, whether or not cooked before or during the smoking process; crustaceans, in shell, cooked by steaming or by boiling in water, whether or not chilled, frozen, dried, salted or in brine; flours, meals and pellets of crustaceans, fit for human consumption:
			冷凍したもの						Frozen:
0306.11			いせえびその他のいせえび科のえび（パリス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）						Rock lobster and other sea crawfish (<i>Palinurus</i> spp., <i>Panulirus</i> spp., <i>Jasus</i> spp.):
	100	2	1 くん製したもの	4.8%	(4.8%)	3.2% × 無税 Free		KG	1 Smoked
	200	4	2 その他のもの	4%	1%	× 無税 Free		KG	2 Other
0306.12			ロブスター（ホマリス属のもの）						Lobsters (<i>Homarus</i> spp.):
	100	1	1 くん製したもの	4.8%	(4.8%)	3.2% × 無税 Free		KG	1 Smoked
	200	3	2 その他のもの	4%	1%	× 無税 Free		KG	2 Other
0306.14			かに						Crabs:
	100	6	1 くん製したもの	9.6%	(9.6%)	7.2% × 無税 Free		KG	1 Smoked
			2 その他のもの	6%	4%	× 無税 Free			2 Other:
	010	0	－たらばがに					KG	King crabs (<i>Paralithodes</i> spp.)
	020	3	－ずわいがに					KG	Snow crabs (<i>Chionoecetes</i> spp.)
	030	6	－がざみ					KG	Swimming crabs (<i>Portunus</i> spp.)
	040	2	－けがに					KG	Horsehair crabs
	090	3	－その他のもの					KG	Other